



「コロナ禍での成年後見業務に関するアンケート」調査結果について — 新型コロナワクチン予防接種と面会制限を中心に —

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 愛知支部

名倉 勇一郎

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、我々が取り組む成年後見業務も様々な影響を受けている。

そこで、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「当法人」という。）では、どのような課題があるのか現状を調査すべく、2021年5月14日から2021年5月31日を実施期間とし、当法人の支部あてに、「コロナ禍での成年後見業務に関するアンケート」を実施した。なお、本稿執筆時点で、当該調査結果は、当法人の会員に対して開示されている。

調査内容としては、主に、新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種（以下「新型コロナワクチン予防接種」という。）の問題、感染症の長期化による面会制限・禁止の問題、成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の本人（以下「被後見人等」という。）の感染予防策や感染時の対応の問題、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人及びそれらの監督人（以下「後見人等」という。）が新型コロナウイルスに感染した場合等の問題について、事例と対応を訊いている。

調査結果からは、新型コロナワクチン予防接種を含めた医療やケアの問題、本人に感染症予防に対する理解・認識をしていただくことや感染症予防行動を促すことの困難さ、そのための多職種連携、地域連携の問題、施設や病院における感染症対策の過剰反応による権利侵害と思われる問題と権利擁護、そして、身上保護（身上監護）事務が十分になされない中での当法人の後見事務の遂行報告書の提出による安心感まで、多様な回答をいただいた。

当法人においては、2014年5月に「後見人の行動指針」と「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」を公表し、意思決定支援及びそのプロセスの重要性を確認し、会員研修も行っている。また、2020年10月には、当法人を含めた意思決定支援ワーキング・グループによって「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（以下「後見事務GL」という。）が作成され、同年12月からは、この後見事務GLに基づく研修も始まり、専門職のみならず市民後見人も含め、被後見人等の真意の探求の大切さや本人の意思決定支援をする基本的な姿勢を学んでいるところである。

医療分野や福祉分野においても各種の意思決定支援に関するガイドラインがでており¹⁾、こうしたガイドラインに基づく対応がコロナ禍のもと、後見人等の執務においても有用になっている。

本稿では、新型コロナワクチン予防接種と面会制限・禁止の2項目に絞り、後見人等による意思決定支援や権利擁護の意味合いを考察してみたい。

2 新型コロナワクチン予防接種の現状と対応

新型コロナワクチン予防接種にあたり、接種券の受領から接種場所への予約、移動等の手配が必要になる。2021年5月の段階では、行政等によるワクチン接種の周知が始まったところであるが、本人の意思確認が原則であるという考え方は、回答から、会員に周知されていると思われる。

後見人等も、「同意」ありきという姿勢ではなく、個々の被後見人等の状態をふまえて、本人の意思、意向を判断することが求められている。本人の意向と家族の意見が異なり（本人は「打ちたい」、家族は既往症が多く本人がリスクを理解できていないという点からのワクチン接種に反対）、家族の判断に従ったとの回答があり、本人の意向とリスクの調整の大変さが伺われる。

本人の意思確認ができない場合の対応としては、ケアマネジャーや医療者と連携をとり、親族がいる場合には親族の意向を優先しているようである。ただ、親族に判断をゆだねる場合であっても、後見人等としての関与は必要であり、どのような理由で、どのようなプロセスを踏んで判断をしたのか、後日、明確に説明できるようにしておくことが必要になろう。

また、回答では、本人の理解（新型コロナワクチン及びその予防接種の理解を自分の事として認識していただく支援）への多職種連携、地域連携も意識されているが、コロナ禍において、面会自体が禁止・制限されており、本人の意思確認ができない状況が報告されている。

3 面会制限・禁止と権利擁護

面会制限があるなか、タブレットによるオンライン面会、ガラス越しの面会など、各施設・病院でも工夫を凝らしているようである。

ただ、被後見人等で意思疎通が困難な人も多く、発語もなく表情を読み取れない、対面であれば意思疎通ができる人でも、リモートでは反応が悪く、会話が成り立たないとの回答もあった。

対応としては、職員やスタッフ、看護師、医師等から本人の様子を聞き取るなどして状況把握に努めるとしている事例が多いようである。なお、施設や病院に出向くことによって、本人と面会できることもあるとし、後見人等による工夫がみられる回答があった。

面会の禁止・制限によって身上保護（身上監護）が十分にできないことについて、担当する後見人等が、自身の後見業務の遂行について精神的負担を抱えている報告もあった。その場合、「リーガルサポートに3か月毎に報告していることは、自身の救いになっている。」との回答があった。

成年被後見人の精神状態が不安定になり、自殺を企図した事例では、精神科の診察を拒否されたため、退去通告の上、他の施設に移転する対応を取った旨の報告もあった。

4 医療関係者からのアプローチ

本年6月28日、日本臨床倫理学会「ワーキング・グループ」から、「認知症や意思疎通が困難な人の新型コロナワクチン接種のための意思決定の手引き」ⁱⁱ⁾が出された。

意思疎通が困難な人のワクチン接種の問題は、臨床医学における倫理問題でもある。こうした倫理的問題を議論するときは、最初に医学的事実の説明をしなければならないとされているⁱⁱⁱ⁾。この手引きでも、まず、医学的事項の確認をし、次いで、意思決定の基準、本人の選択（意思）についての確認、本人の意思が確認できない場合の家族等の代理判断、家族等がない場合の医療ケアチームの多職種協働の話し合い、そして、最後に、公衆衛生上・公共の福祉の視点という立て付けになっている。医療関係者の考えを知る上でも、ご一読願いたい。



5 新型コロナウイルスの3つの顔

後見人等は、財産管理や身上保護（身上監護）の後見業務を通じて、被後見人等の権利擁護を担っており、コロナ禍という、社会に不安や差別、偏見を起しやす状況下では、その点も含めて後見業務を遂行していくことを肝に銘じなければならない。

2020年3月に発行された、日本赤十字社の「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」では、新型コロナウイルスの顔として、1. 「病気そのもの」、2. 「不安と恐れ」、3. 「嫌悪・偏見・差別」という3つの顔を挙げて、社会的な不安や偏見という負の側面に対応することの重要性を訴えている。そこでは、感染症に対する「不安」に振り回されないために「気づく力」「聴く力」「自分を支える力」を高めることを勧め、さらに、感染症に関する「差別」を防ぐために、正しい知識を取得し差別に同調しないことが必要だと示している。

今回のアンケートでも、偏見や差別に基づく問題が報告されている。

法律職のみならず、医療、介護、福祉の各専門職が被後見人等に関与するにあたり、本人の権利擁護をする姿勢が求められている。偏見や差別による権利侵害はないのか、コロナ禍という特殊事情のもと、こうした権利侵害を見落としていることはないのか、成年後見人等の身上保護（身上監護）という役割をもう一度見直す機会でもある。

6 面会制限等、本人にとって抑制の少ない対応を

面会制限や行動規制による本人の心身に対する影響も報告されている。感染予防については、本来、個別にケアをし、本人および関係者が新型コロナウイルスの感染予防対策をとったうえで、面会を認めるべきであろう。現状の集団的予防体制による面会の禁止・制限も理解できないわけではないが、ワクチン接種も進みつつある中、面会の重要性も指摘されている。病院や施設においては、本人にとって抑制の少ない方向で、面会制限の緩和がなされるべきであろう。

- i) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(2017年3月)、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(2018年6月)、厚生労働省2018年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(2019年5月)、厚生労働省医政局地域医療計画課「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(2018年3月)
- ii) 日本臨床倫理学会ホームページ「認知症や意思疎通が困難な人の新型コロナワクチン接種のための意思決定の手引き」http://square.umin.ac.jp/j-ethics/pdf/working%20group_2021.pdf
- iii) 赤林朗・蔵田信雄・児玉聡監訳『第5版 臨床倫理学』株式会社新興医学出版社、2006、16頁

リーガルサポート会員数8,608名 / 全国司法書士会員数23,653名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2021年8月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	141	508	28%	0	18	0%	石川県	86	199	43%	1	1	100%
函館	10	36	28%	0	4	0%	富山県	56	149	38%	0	2	0%
旭川	25	74	34%	0	1	0%	大阪	838	2,436	34%	27	121	22%
釧路	11	82	13%	0	1	0%	京都	263	576	46%	10	23	43%
宮城	117	333	35%	4	12	33%	兵庫	501	1,044	48%	4	23	17%
ふくしま	85	268	32%	0	4	0%	奈良	83	210	40%	1	5	20%
山形	67	155	43%	0	0	-	滋賀	122	237	51%	1	10	10%
岩手	53	137	39%	4	6	67%	和歌山	54	166	33%	0	1	0%
秋田	55	107	51%	1	2	50%	広島県	237	535	44%	7	18	39%
青森	36	120	30%	2	5	40%	山口	61	224	27%	0	2	0%
東京	1,507	4,427	34%	61	251	24%	岡山県	135	368	37%	0	14	0%
神奈川県	465	1,214	38%	13	52	25%	鳥取	45	92	49%	0	2	0%
埼玉	330	915	36%	9	39	23%	しまね	7	107	7%	0	1	0%
千葉県	297	754	39%	2	36	6%	香川県	76	181	42%	0	1	0%
茨城	104	332	31%	0	3	0%	徳島	53	138	38%	0	4	0%
とちぎ	82	232	35%	1	4	25%	高知	58	112	52%	0	5	0%
群馬	124	296	42%	1	8	13%	えひめ	91	241	38%	1	7	14%
静岡	233	493	47%	13	24	54%	福岡	436	997	44%	3	31	10%
山梨	52	128	41%	0	3	0%	佐賀	50	123	41%	1	10	10%
ながの	120	363	33%	4	5	80%	長崎	63	161	39%	0	5	0%
新潟県	102	292	35%	6	15	40%	大分	47	162	29%	0	6	0%
愛知	378	1,308	29%	8	62	13%	熊本	151	337	45%	2	13	15%
三重	90	240	38%	2	4	50%	鹿児島	140	320	44%	1	4	25%
岐阜県	105	330	32%	3	7	43%	宮崎県	70	161	43%	1	3	33%
福井県	38	118	32%	3	5	60%	沖縄	59	223	26%	2	9	22%
							合計	8,409	22,761	37%	199	892	22%

* リーガルサポートの会員数は、7月12日第2回理事会の日を基準としております。